

件名	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例															
主管課	人事課															
根拠法令等	人事院規則 9-30-93（人事院規則 9-30（特殊勤務手当）の一部を改正する人事院規則）															
内容	<p><b>【改正の概要】</b></p> <p>子ども療育センターに勤務する看護師等の夜間看護業務について、国に準じて特殊勤務手当額を改正する。</p> <p><b>【改正条例】</b></p> <p>職員の特殊勤務手当に関する条例</p> <p><b>【改正の内容】</b></p> <p>国では「夜間看護業務の困難性や職務の負担といった特殊性」を見直し、平成30年4月1日付けで手当額を増額改定したところ。</p> <p>県では、同手当を国に準拠して措置していることから、国と同様に、業務困難性や職員の負担等について内容を検討した結果、「業務困難性が増加し、また、身体的・精神的負担も増加している」と認められることから、国に準じて手当額を改正（上限3,300円を「3,550円」に引上げ）するもの。</p> <p>詳細は次のとおり。（人事委員会規則で対応予定。）</p> <table border="1" data-bbox="391 1142 1380 1534"> <thead> <tr> <th colspan="2">【現 行】</th> <th></th> <th colspan="2">【改正案（国準拠）】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4時間以上</td> <td>3,300円</td> <td rowspan="3">⇒</td> <td>3,550円（250円<sup>△</sup>）</td> </tr> <tr> <td>2～4時間</td> <td>2,900円</td> <td>3,100円（200円<sup>△</sup>）</td> </tr> <tr> <td>2時間未満</td> <td>2,000円</td> <td>2,150円（150円<sup>△</sup>）</td> </tr> </tbody> </table>	【現 行】			【改正案（国準拠）】		4時間以上	3,300円	⇒	3,550円（250円 <sup>△</sup> ）	2～4時間	2,900円	3,100円（200円 <sup>△</sup> ）	2時間未満	2,000円	2,150円（150円 <sup>△</sup> ）
【現 行】			【改正案（国準拠）】													
4時間以上	3,300円	⇒	3,550円（250円 <sup>△</sup> ）													
2～4時間	2,900円		3,100円（200円 <sup>△</sup> ）													
2時間未満	2,000円		2,150円（150円 <sup>△</sup> ）													
施行日	平成31年4月1日															
【その他参考事項】																